

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○県庁舎等の清掃・警備等業務委託に関する入札公告

(管財課)

一

○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧

(温暖化対策課)

三

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定(社会福祉課)

四

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

六

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

六

○生活保護法による介護機関の指定

七

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

一〇

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出

一一

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

一二

○平成十九年度クリーニング師試験

(保険医療政策課)

一三

○古笨田堰梓土地改良区の解散認可

(農村整備課)

一四

○測量法に基づく公共測量の終了

(用地課)

一四

○測量法に基づく基本測量の実施

(用地課)

一四

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分の公告

(伊奈新都市建設事務所)

一四

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日等

(八潮新都市建設事務所)

一五

○建築士事務所の監督処分

(建築指導課)

一五

○建築士事務所の監督処分

(建築指導課)

一五

○建築士事務所の監督処分

(建築指導課)

一六

○建築士事務所の監督処分

(建築指導課)

一六

○建築士の処分(建築指導課)

一七

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立(選管委)

二二

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

二三

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨

二四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定

二八

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

二九

## 告示

埼玉県告示第千九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量  
別表のとおり

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで。ただし、平成20年度において、

歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

- (4) 履行場所  
別表による県庁舎等

- (5) 入札方法  
県内8地区(詳細は、別表のとおり)ごとにそれぞれ入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

- (1) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

- (2) 当該地区の調達内容に応じた実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 鈴木 勉 電話048-830-2592(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
入札説明書において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館2階201・202会議室 平成19年9月4日(火) 午前10時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号 さいたま共済会館5階505会議室 平成19年9月11日(火) 午後2時から別表の地区順で実施する。

- (5) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限

埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 平成19年9月10日(月) 午後5時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県品の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: See attached list for services required at specific tender district.
- (2) Time-limit for tender: 14:00 a.m.11,September,2007 (tender submitted by mail 5:00 p.m.10, September, 2007)for district 1~8
- (3) Contact point for the notice: Building Management Group, Public Property Management Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301  
Telephone 048-830-2592

## 別表 (List for tender districts)

- 1 本庁(清掃)地区(本庁舎、第三庁舎、別館、車庫上分館、知事公館)  
清掃業務 一式  
Main Building Cleaning district(Main Building; Building No.3; Bekkan Building; Shakou-bunkan Building; Governor's Official Residence)  
Cleaning Service,1 Set
- 2 本庁(第二庁舎)地区(第二庁舎、知事公館)  
清掃・警備業務 一式  
Main Building 2 district(Building No.2; Governor's Official Residence)  
Cleaning and Security Service,1 Set
- 3 本庁(駐車場)地区(外来駐車場、公用車駐車場)  
駐車場管理業務 一式  
Main Building Car Park district(Guest Car Park; Officials-only Car Park)
- 4 本庁(警備)地区(本庁舎、第三庁舎、別館、車庫上分館、議事堂)  
警備業務 一式  
Main Building Security Service district(Main Building; Building No.3; Bekkan Building; Shakou-bunkan Building; Assembly hall)  
Security Service,1 Set
- 5 本庁(議事堂)地区(議事堂)  
清掃業務 一式  
Assembly hall district(Assembly hall)  
Cleaning Service,1 Set
- 6 本庁(会館)地区(衛生会館、職員会館)  
清掃・冷暖房機運転業務 一式  
Kaikan Building district(Eisei-Kaikan Building; Shokuin-Kaikan Building)  
Cleaning and Air-conditioning Service,1 Set
- 7 南F地区(大宮合同庁舎)  
清掃・冷暖房機運転業務 一式  
Minami F district(Omiya Joint Office)  
Cleaning and Air-conditioning Service,1 Set
- 8 東E地区(環境科学国際センター)  
清掃・中央監視業務 一式  
Higashi E district(Center for Environmental Science in Saitama)  
Cleaning and Facility monitoring Service,1 Set

## 埼玉県告示第千百九十四号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十一條の規定により、川島町から比企郡川島町の区域内において行われる川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書

の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成十九年七月三十一日  
埼玉県知事 上田 清司  
一 場所 埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

川越市都市計画課

東松山市環境保全課

坂戸市環境政策課

川島町都市整備課

二 期間

平成十九年七月三十一日(火)から  
同年八月三十一日(金)まで(ただし、  
土曜日、日曜日及び休日を除く。)の  
午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千九百九十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関  
 一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。  
 平成十九年七月三十一日  
 埼玉県知事 上田清司

名	称	開設者	名	所	在	地	指定年月日
ゆうあい内科・脳神経クリニック	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック	医療法人	三雄	熊谷市太井一六八五―一			平成十九年七月二日
医療法人社団希紹会 吉田クリニック	医療法人	きずな会	熊谷市太井一六八一				平成十九年四月一日
あかお医院	医療法人社団 赤尾	周	川口市末広三十四―二六				平成十九年五月一日
医療法人社団健鈴会 並木病院	医療法人社団 健鈴会	陽育会	川口市川口三十三リプレ川口二番街三階				平成十九年六月六日
やまもとキッズクリニック	医療法人	陽育会	所沢市東狭山ヶ丘五―二七五三				平成十九年五月十八日
村越外科・胃腸科・肛門科	医療法人 M S A エクセス	健慈会	所沢市三ヶ島四―二八六一―一				平成十九年六月一日
金子 子 医 院	医療法人社団 健慈会		鴻巣市吹上本町一―四―一三				平成十九年五月一日
医療法人 桐山クリニック	医療法人 桐山クリニック		蕨市中央四―一三―二				平成十九年六月一日
戸田 駅 前 眼 科 医 院	医療法人 はやふねクリニック	正	戸田市上戸田三―二―七				平成十九年五月一日
はやふねクリニック	医療法人社団 美笹会		戸田市新曾四二二―一				平成十九年五月一日
梅田 クリニック	医療法人社団 幸城会		戸田市下戸田一―一―五―一F				平成十九年五月一日
さとう戸田公園西口クリニック	医療法人社団 二柚会		戸田市笹目四―一八―一ドムス笹目一〇二号室				平成十九年五月一日
医療法人社団二柚会 大友外科整形外科	医療法人社団 孝輝会		戸田市本町四―一六―一〇大川ビル二階				平成十九年六月一日
医療法人美登会 はるみクリニック	医療法人 美登会		北本市本町六―二八四				平成十九年六月一日
ふじみ野中央クリニック	医療法人社団 正真会		八潮市大瀬八二二―一フレスポ八潮二階				平成十九年五月一日
医療法人社団正真会 田中脳神経外科クリニック	医療法人 孝輝会		ふじみ野市鶴ヶ岡四―一六―一五				平成十九年五月一日
細川レディスクリニック	医療法人社団 正真会		ふじみ野市清見一―二―一四				平成十九年六月一日
さくらペインクリニック	医療法人社団 さくらペインクリニック	隆	ふじみ野市ふじみ野一―四―一六大井パークサイドビル				平成十九年五月三十日
アミーチ デンタルクリニック	医療法人 温薫会		ふじみ野市上福岡六―四―五メディカルセンター上福岡二階				平成十九年五月一日
すずき矯正歯科	医療法人 温薫会		熊谷市筑波三―二〇二 ティアラ二―一―五F				平成十九年六月五日
菱沢 歯科 医 院	阿部 雄 飛	巖	川口市栄町三―七―一かわぐちキャステイ六階				平成十九年七月二日
林 歯 科	林 亨		羽生市本川俣六七四				平成十九年六月一日
			鴻巣市東一―四―一八				平成十九年六月十日

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地		指定年月日
			名	所	
北戸田 スマイル 歯科	柳下 崇	戸田市新曾二一九六一ミラージュガーデンF	平成十九年	五月 八日	
山中 歯科 医院	山中 敏	入間市宮前町七十六	平成十九年	五月 一日	
鳥飼 歯科 医院	鳥飼 香津子	志木市幸町二一一一七	平成十九年	六月 一日	
ハートデンタルクリニック	定岡 博之	久喜市青葉二六六一	平成十九年	六月 十三日	
すがわら 歯科	医療法人社団 仁孝会	ふじみ野市ふじみ野一一一一 大井サティ三階	平成十九年	六月 一日	
サンファーマシー	クラフト株式会社	川口市芝新町四七明和ビルF	平成十九年	六月 一日	
ポプリー薬局	大光株式会社	行田市城西一一六一九	平成十九年	五月 一日	
みさき薬局	ザイタック株式会社	所沢市三ヶ島四二二〇四一一	平成十九年	五月 一日	
つつじ野調剤薬局	株式会社アゼリア	狭山市広瀬三二二七	平成十九年	五月 一日	
はなのき薬局北上尾店	株式会社メディカル・スタッフ	上尾市原新町五九小林ビルF	平成十九年	七月 一日	
ヤマグチ薬局朝霞店	株式会社ヤマグチ薬局	朝霞市本町一一八二カーサモア朝霞一F	平成十九年	三月 一日	
フラワー薬局久喜店	ザイタック株式会社	久喜市中央三六三三	平成十九年	二月 一日	
ふれあい薬局	株式会社彩の国ファーマシー	八潮市中央一一八四恩田ビル一〇一号室	平成十九年	五月 二日	
ウエルシア薬局日高麗川店	ウエルシア関東株式会社	日高市上鹿山二二三	平成十九年	六月 一日	
日本調剤毛呂薬局	日本調剤株式会社	入間郡毛呂山町毛呂本郷四〇一一	平成十九年	七月 一日	
生協ちちぶケアセンター	医療生協さいたま生活協同組合	秩父市熊木町二〇一一三	平成十九年	五月 一日	
医療生協ケアセンターひだまり	医療生協さいたま生活協同組合	春日部市浜川戸二一一三一一七伏見屋第一ビル二階	平成十九年	二月 一日	
いきいき訪問看護ステーション鶴ノ木	医療法人財団 石心会	狭山市入間川四一一〇一一五	平成十九年	七月 一日	
訪問看護ステーション モーニングパーク	医療法人 山柳会	朝霞市溝沼二四一一五二二〇一	平成十九年	四月 一日	
知領 拓也	新所沢針灸接骨院	所沢市松葉町六一一六	平成十九年	六月 一日	
新井 龍	リバス北野治療院 接骨院	所沢市小手指南二二三一一	平成十九年	六月二十六日	
長谷地 貢	からこ接骨院	東松山市上唐子二三四六一六	平成十九年	六月二十一日	
伊藤 直樹	リーフ接骨院	狭山市南入曾六三二二一一〇二号	平成十九年	六月 一日	
森 雅史	亀有駅前整骨院	東京都葛飾区亀有五二八一一	平成十九年	五月 一日	
立石 正明	立石整骨院	戸田市美女木一一〇一一三二	平成十九年	六月 十五日	
大嶋 淳平	クリアサイト鳩ヶ谷接骨院	鳩ヶ谷市南四二二六一ペンタエマールビル二FB	平成十九年	五月 十四日	
内田 泰之	筋太郎整骨院	入間郡三芳町藤久保三三三四一一〇二	平成十九年	五月 一日	

飯塚 洋一	駒崎 一豪	長田 耕生	堀越 光
い い づ か 接 骨 院	多 毛 治 産 ば り き ゅ う マ ッ サ ージ	榎 町 す こ や か 整 骨 院	治 療 院 ひ ま わ り の り
入 間 郡 越 生 町 越 生 東 二 一 一 一 五	戸 田 市 新 曾 南 二 一 九 一 二 三	所 沢 市 榎 町 一 一 一 五 榎 町 ビ ル 一 階	川 口 市 西 青 木 五 一 二 一 四 三 ク サ カ ビ ル
平 成 十 九 年 七 月 二 日	平 成 十 九 年 六 月 十 八 日	平 成 十 九 年 六 月 六 日	平 成 十 九 年 六 月 十 四 日

埼玉県告示第千九百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変更前	変更後
クラフト薬局川口元郷店	名 称	ケミスト薬局川口店	クラフト薬局川口元郷店
JUSTドラッグ南栗橋薬局	名 称	薬局ドラッグ太陽南栗橋店	JUSTドラッグ南栗橋薬局
医療法人社団信志会 エスエスクリニック	名 称	医療法人社団信志会 つかざきクリニック	医療法人社団信志会 エスエスクリニック
医療法人社団いちご会 虹の橋クリニック	名 称	関口医院	医療法人社団いちご会 虹の橋クリニック

埼玉県告示第千九百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所在地	廃止年月日
ヤマグチ薬局朝霞店	朝霞市本町一―八―二カーサモア朝霞一F	平成十九年 二月二十八日

医療生協さいたま株父訪問看護ステーション	秩父市阿保町一―一―一	平成十五年 八月三十一日
桐山クリニック	戸田市上戸田三―二―七	平成十九年 四月三十日
梅田クリニック	戸田市笹目四―一八―一ドムス笹目一F	平成十九年 五月一日
すがわら歯科	ふじみ野市亀久保三二六六井サテイス階	平成十九年 五月三十一日
いきいき訪問看護ステーション鶴ノ木医療生協訪問看護ステーションひだまり	狭山市入間川四―一五―二〇	平成十九年 六月三十日
はやふねクリニック	春日部市粕壁六九八五―三	平成十八年 三月三十一日
三浦皮膚科	戸田市下戸田一―一―五	平成十九年 四月三十日
やまもとキッズクリニック	上尾市原新町三―三六	平成十九年 四月一日
有限会社ミツワみさき薬局	所沢市三ヶ島四―二二八六―一	平成十九年 五月三十一日
医療法人社団健鈴会 緒長病院	所沢市三ヶ島四―二二〇四―一	平成十八年 十月三十一日
大友外科整形外科	所沢市南住吉二―三―三	平成十九年 五月十七日
ふじみ野中央クリニック	北本市本町六―二八四	平成十九年 五月三十一日
田中脳神経外科	ふじみ野市鶴ヶ岡四―一六―一五	平成十九年 四月三十日
さくらペインクリニック	ふじみ野市清見一―二―一四	平成十九年 五月三十一日
戸田駅前眼科医院	ふじみ野市上福岡六―四―五	平成十九年 四月三十日
	戸田市新曾柳原四二二―一	平成十九年 五月一日

はるみクリニック 耳鼻咽喉科・アレルギー科 さとう戸田園西口クリニック さめじまボンディング クリニックス フラワー薬局久喜店 村越外科胃腸科・ 肛門科 菱沢歯科医院 サン・ファーマシー	八潮市大瀬八二二一 フレス ポ八潮二F 戸田市本町四一六〇一〇 熊谷市太井一六八一 久喜市中央三一六三 鴻巣市吹上本町一四一三 羽生市本川俣六七四 川口市芝新町四七	平成十九年 四月 三十日 平成十九年 五月 三十一日 平成十九年 三月 三十一日 平成十九年 一月 三十一日 平成十九年 四月 三十日 平成十九年 五月 三十一日 平成十九年 五月 三十一日
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥飼歯科医院 山中歯科医院 金子医院 つつじ野調剤薬局 林歯科・整形外科 サンエー薬局 八潮中央店 訪問看護ステーション シルバークエア21	志木市幸町二二一七 入間市鍵山一一三一一〇一〇三 蕨市中央四一三一二 狭山市上広瀬一八〇五五 鴻巣市東一四一八 八潮市中央一八四四 朝霞市溝沼二四一	平成十九年 六月 一日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 六月 一日 平成十九年 四月 三十日 平成十九年 六月 九日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 四月 十日
------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

埼玉県告示第千九百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所在地	開設者名	サービスの種類	指 定 年 月 日
地域包括支援センターつつじの郷 リハビリテーション天草病院	朝霞市西弁財二二二二二〇二 越谷市平方三四三一	医療法人 わかば会 医療法人 敬愛会	介護予防支援 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問看護	平成十九年 六月 一日 平成十九年 六月 一日 平成十九年 五月 一日
医療法人康麗会 越谷誠和病院	越谷市谷中町四二五五	医療法人 康麗会	介護予防訪問看護	平成十九年 五月 一日
梅田クリニック	戸田市笹目四一八一ドムス笹目二〇二号室	医療法人社団 美笹会	居宅療養管理指導	平成十九年 五月 一日
ふじみ野中央クリニック	ふじみ野市鶴ヶ岡四一六一一五	医療法人 孝輝会	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 六月 二十九日 平成十九年 六月 二十九日
フラワー薬局久喜店	久喜市中央三一六一三	ザイタック株式会社	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成十九年 六月 二十九日 平成十九年 六月 二十九日
みさき薬局	所沢市三ヶ島四二二〇四一	ザイタック株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 六月 二十五日 平成十九年 六月 二十五日



スマイルホームヘルプサービス	戸田市本町二一〇一一	有限会社平和ケアライフ	訪問介護	平成十九年	五月	十六日
居宅介護支援事業所スマイル戸田	戸田市本町二一〇一一	有限会社平和ケアライフ	介護予防訪問介護	平成十九年	五月	十六日
三芳町社会福祉協議会	入間郡三芳町北永井五七七一一	社会福祉法人三芳町社会福祉協議会	居宅介護支援	平成十九年	六月	一日
居宅介護支援事業所ケア・リンク下安松	所沢市下安松五六五一一	メディカル・ケア・リンク株式会社	居宅介護支援	平成十九年	六月	十一日
デイホーム明和ひだまり館	狭山市狭山台三二二五一一	株式会社明和工務店	通所介護	平成十九年	七月	二日
デイサービスセンターケヤ木運動館	入間市豊岡五一二一一五一一〇三	ゴールドライフ株式会社	介護予防通所介護	平成十九年	六月	二十五日
介護用品専門店コア	入間市下藤沢四一五一一五	株式会社ケアプランニング	福祉用具貸与	平成十九年	七月	三日
居宅介護支援事業所リエンベルグふじみ野	ふじみ野市大井中央二二一一一七	有限会社訪問介護事業所リエンベルグ	居宅介護支援	平成十九年	六月	八日
彩華園指定居宅介護支援事業所	熊谷市上川上二二六六	日本赤十字社埼玉県支部	居宅介護支援	平成十九年	六月	十三日
グループホーム花みずき	比企郡鳩山町今宿一四六一一	株式会社ザ・ムーバー	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年	六月	二十九日
有限会社介護ハウス新井 あおぞらデイサービス	東松山市箭弓町三一四一一一	有限会社 介護ハウス新井	介護予防通所介護	平成十九年	二月	一日
げんき	北埼玉郡大利根町旗井一八五〇一一	特定非営利活動法人スマイルサービス	訪問介護	平成十九年	七月	二日
デイサービスみどりの丘	行田市長野九二六一二	株式会社みどりの丘	介護予防訪問介護	平成十九年	六月	一日
ケアハウス桜草	児玉郡上里町金久保七七七	社会福祉法人 明正会	介護予防通所介護	平成十九年	七月	一日
訪問介護センターいずみの杜	本庄市若泉二二二四四	こだま福祉株式会社	介護予防特定施設入居者生活介護	平成十九年	六月	二十九日
福祉用具レンタルいずみの杜	本庄市若泉二二二四四	こだま福祉株式会社	介護予防訪問介護	平成十九年	六月	二十九日
特定福祉用具販売いずみの杜	本庄市若泉二二二四四	こだま福祉株式会社	介護予防福祉用具貸与	平成十九年	六月	二十九日
若泉公園デイサービスセンター	本庄市若泉二二二四三	こだま福祉株式会社	特定福祉用具販売	平成十九年	六月	二十九日
花かんざし	本庄市銀座一八一一六	株式会社ノエル	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年	七月	一日
ショートステイ花ぞの	大里郡寄居町用土二四四〇一五	社会福祉法人大里ふくしむら	通所介護	平成十九年	七月	一日
			介護予防訪問介護	平成十九年	六月	二十八日
			短期入所生活介護	平成十九年	六月	二十八日

デザイナービスセンター花ぞの	大里郡寄居町用土二四四〇―五	社会福祉法人大里ふくしむら	通所介護	平成十九年 六月二十八日
デザイナービス楽風	深谷市普濟寺一七一八	有限会社菩提樹	介護予防通所介護	平成十九年 六月二十六日
深谷介護支援サービス	深谷市上野台三五―五	株式会社長寿苑	介護予防通所介護	平成十九年 七月 六日
居宅介護支援ハヤシ・スキップ	北本市石戸五―三三―一センチュリー北本高尾二〇―	株式会社ケアマネージメントセンター	居宅介護支援	平成十九年 六月 七日
トータルファミリースポーツあゆみ	鶴ヶ島市上広谷六六二―八	特定非営利活動法人トータルファミリースポーツあゆみ	訪問介護	平成十九年 四月 十六日
在宅介護支援センター せいがえん	日高市森戸新田九九―二	社会福祉法人 晃和会	特定福祉用具販売	平成十九年 六月二十一日
ふるさとけあ四本木倶楽部	日高市新堀一七三―三	特定非営利活動法人友結会	特定介護予防福祉用具販売	
有限会社 社 福 寿	和光市下新倉三一七―七	有限会社 社 福 寿	通所介護	平成十九年 七月 一日
グループホーム明日葉	東松山市高坂一〇九―一	株式会社エン・ジョイライフ	介護予防通所介護	平成十九年 五月 一日
			認知症対応型共同生活介護	平成十九年 七月 二日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	

埼玉県告示第千九百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
いきいき訪問看護ステーション鶴ノ木	所在地	狭山市入間川四―一五―二〇	狭山市入間川四―一〇―一五	訪問看護 居宅介護支援
新生ホーム	名称	新生会相談室	新生ホーム	介護予防訪問看護 居宅介護支援
石心会介護支援センター	所在地	狭山市入間川四―一五―二〇	狭山市入間川四―一〇―一五	居宅介護支援
狭山病院ヘルパーステーション	所在地	狭山市入間川四―一五―二〇	狭山市入間川四―一〇―一五	訪問介護

埼玉県告示第千二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。  
平成十九年七月三十一日  
埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
鶴寿荘ヘルパーステーション	久喜市北青柳一三六四	介護予防訪問介護	平成十九年 七月 一日
幸手ナーシングホーム居宅介護支援センター 訪問看護ステーションモニングパーク	幸手市在宅介護支援センター 訪問看護ステーション シルバーケア二一	幸手ナーシングホーム居宅介護支援センター 訪問看護ステーション モニングパーク	介護予防訪問介護 居宅介護支援 訪問看護
三芳ロイヤル訪問看護ステーション	朝霞市溝沼二一四一〇	朝霞市溝沼二一四一五二〇一	介護予防訪問看護 訪問看護
三芳厚生病院訪問看護ステーション	入間郡三芳町藤久保二六六一	三芳ロイヤル訪問看護ステーション 入間郡三芳町藤久保二六六一四第二Kビル一階	訪問介護 訪問介護
さくらの苑	久喜市本町六一五一一	久喜市本町五一六四	通所介護
喜左衛門	越谷市七左町七二四五一一	越谷市相模町六一四四二二二八	介護予防通所介護
クラフト薬局 川口元郷店	ケミスト薬局川口店	クラフト薬局川口元郷店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
医療法人社団信志会 エスエスクリニック	医療法人社団信志会つかぎクリニック	医療法人社団信志会エスエスクリニック	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護
越谷市指定介護予防支援事業所越谷市社会福祉協議会 有 限 会 社 福 寿	越谷市東越谷二一一一ムラヤマビル一階一A わこうの丘小規模多機能型居宅介護支援事業所	越谷市越ヶ谷四一一一 越谷市中央市民会館二階 有限会社福寿	介護予防居宅療養管理指導 介護予防支援 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
新田地域包括支援センター	松原・新田地域包括支援センター	新田地域包括支援センター	介護予防支援
松原・稲荷・草加東部地域包括支援センター	稲荷・草加東部地域包括支援センター	松原・稲荷・草加東部地域包括支援センター	介護予防支援

埼玉県告示第千二百一十号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
 平成十九年七月三十一日  
 埼玉県知事 上田清司

サニ－ホーム高齢者ケアセンター福祉用具事業部	北本市中丸九一七三	訪問介護 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与 居宅介護支援	平成十九年 六月 一日
居宅介護支援事業所 みくら	川口市芝下一一三二四・二〇二一	居宅介護支援	平成十九年 六月 十日

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
医療法人康麗会 越谷誠和病院	越谷市谷中町四二五―五	短期入所療養介護	平成十六年 四月 一日
医療法人康麗会 越谷誠和病院	越谷市谷中町四二五―五	介護療養型医療施設	平成十七年 十月 一日
株式会社コムスン所沢ケアセンター	所沢市北秋津七三九―二二カレント所沢三号館一F	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 五月三十一日
越谷誠和訪問看護ステーション	越谷市谷中町四一五三―三	介護予防訪問介護 訪問看護	平成十九年 四月 三十日
株式会社コムスン 飯能ケアセンター	飯能市柳町八一六 小沢ビル二〇一 号	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 六月 三十日
ニチイケアセンター八潮 株式会社コムスン 鳩ヶ谷ケアセンター	八潮市鶴ヶ曾根一三八三一―Select二八潮中央ビル七号館 鳩ヶ谷市本町三一五―一五	介護予防訪問介護 居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援	平成十二年 四月二十五日 平成十九年 六月 三十日
デイサービスセンター ケヤ木	入間市豊岡五一―一五―二〇三	通所介護 認知症対応型通所介護	平成十九年 四月 三十日

訪問介護事業所「新生ホーム」 株式会社コムスン 戸田公園ケアセンター	上尾市平方領領家二二四―一 戸田市上戸田二―三五―一八	訪問介護 訪問介護	平成十八年 八月 一日 平成十九年 五月 一日
あ さ が お 上 尾 株式会社コムスン 行田駅前ケアセンター	上尾市柏座二―五―一〇 行田市中央一―一五	介護予防訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 六月 三十日 平成十九年 五月 三十一日
有限会社 ケアサポートこすもす 株式会社コムスン 三郷ケアセンター	北葛飾郡鷺宮町桜田三―七―一―四〇―一 三郷市三郷二―一四―五高田貸事務所一階	介護予防訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 五月 十五日 平成十九年 五月 三十一日
梅 田 ク リ ニ ッ ク 株式会社コムスン 春日部武里ケアセンター	戸田市笹目四―一八―一―ドムス笹目一F 春日部市大畑一五四―一 サンライズビル二〇一号	介護予防訪問介護 訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年 五月 一日 平成十九年 六月 三十日

埼玉県告示第千二百二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第七条  
第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 試験期日及び試験場所

平成十九年十一月六日(火)

さいたま市西区西遊馬一二七〇番地一

埼玉県クリーニング会館

川越市大字南大塚一五〇八

川越少年刑務所

二 試験科目

法第七条第一項各号に掲げる試験科目

三 受験資格

法第七条第三項及びクリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律  
第百五十四号)附則第五項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第三条及び  
クリーニング業法施行細則(昭和四十年埼玉規則第五十号)第六条に規定す  
る受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成十九年九月二十七日(木)から九月二十八日(金)まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

五 合格発表

平成十九年十二月十九日(水)

埼玉県告示第千二百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成十九年七月二十五日認可した。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

古策田堰梓土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

埼玉県告示第千二百四十四号

公共測量(二級、三級及び四級基準点測量)が、平成十九年三月二十三日に終了した旨、測量計画機関の長である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合理事長岡野寛から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百五十五号

国土交通省国土地理院長から次のとお

り基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第九十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報作成作業)

二 作業期間

平成十九年八月十三日から平成十九年十一月十二日まで

三 作業地域

さいたま市、深谷市、越谷市及び川越市

埼玉県告示第千二百六十六号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二五号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業一〇

二―三街区一画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿四〇一番地外)

(2) 地積

二千二百二十八・二六平方メートル

(3) 予定価格

一億七千三百三十三万五千八百二十円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二〇一街区七画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿七二二番地外)

(2) 地積

千二百二十八・八八平方メートル

(3) 予定価格

七千二百九十二万五千六百四十八円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二〇二街区二画地、七画地(北足立郡伊奈町大字羽貫三〇一番地外)

(2) 地積

千六十五・八九平方メートル

(3) 予定価格

七千二百五十六万九千九百四円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)第二十一条の規定による再生手続の申立てがなされている者

二 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税・法人都道府県民税・法人事業税・個人事業税)の滞納がある者

ヘ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成十九年九月十一日(火)から  
同月二十一日(金)まで(ただし、  
日曜日及び土曜日並びに祝日は除  
く。)

午前九時から十二時まで及び午後  
一時から五時まで

口 場所

北足立郡伊奈町大字小室九四五四  
番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務  
所

四 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一  
平成十九年十月十日(水) 午前  
十時

(2) 入札物件番号二  
平成十九年十月十日(水) 午前  
十一時三十分

(3) 入札物件番号三  
平成十九年十月十日(水) 午後  
二時

口 場所

北足立郡伊奈町大字小室九四五四  
番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務  
所二階会議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百  
分の五以上の額(銀行振出の小切手に  
より納付すること。)

六 入札の無効

次のイからりまでのいずれかに該当  
する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書による  
もの

ロ 記載事項を訂正した場合において  
は、その箇所に押印のない入札書に  
よるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入  
札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がし  
たもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札  
書又は記入した事項が明らかでない  
入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納  
付した入札保証金の額が所定の率に  
よる額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者が  
したもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がし  
たもの又は二以上の者の代理をした  
者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の  
価格で最高の価格をもって入札した者  
とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書  
は、埼玉県伊奈新都市建設事務所に  
おいて配布する。  
なお、郵送を希望する者は、同事  
務所に電話で請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県伊

奈新都市建設事務所(電話〇四八―  
七二二―一七五)に問い合わせる  
こと。

埼玉県告示第千二百七号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政  
令第四十七号)第十九条の規定により、  
草加都市計画事業八潮南部西一休型特定  
土地区画整理審議会の委員の選挙期日を  
平成十九年十一月四日と定めた。

なお、同令第二十条の規定により作成  
する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧  
に供する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成十九年九月四日から同月十七日  
まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県八潮新都市建設事務所

埼玉県告示第千二百八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二  
号)第二十六条第二項の規定により、次  
のとおり建築士事務所の登録を取り消し  
たので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日  
平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以  
下「処分対象事務所」という。)の名  
称及び所在地

秋山建築設計事務所

埼玉県さいたま市北区土呂町一―十  
八―十一

三 処分対象事務所の開設者の氏名  
秋山一雄

四 処分対象事務所の種類  
一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
埼玉県知事登録(五)一五一九号

六 監督処分の内容  
事務所登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実  
建築士事務所を管理する建築士が建  
築士法第十条第一項の規定により懲戒  
の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二  
号)第二十六条第二項の規定により、次  
のとおり建築士事務所の登録を取り消し  
たので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日  
平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以

下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地  
 一級建築士事務所有限会社ウエダ設計工房  
 埼玉県児玉郡上里町七本木二五一一三

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名  
 有限会社ウエダ設計工房  
 上田 護

四 処分対象事務所の種類  
 一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
 埼玉県知事登録(三) 六五五一号

六 監督処分の内容  
 事務所登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実  
 建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒

の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地  
 有限会社アトリエ・ユニバーサル  
 埼玉県さいたま市見沼区南中丸一〇七九一四

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名  
 有限会社アトリエ・ユニバーサル  
 掛川 峰男

四 処分対象事務所の種類  
 一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
 埼玉県知事登録(二) 八〇三〇号

六 監督処分の内容  
 事務所登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実  
 建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒

の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

有限会社戸塚設計  
 埼玉県川口市北原台二二一六

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名  
 有限会社戸塚設計  
 前野 耕司

四 処分対象事務所の種類  
 一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
 埼玉県知事登録(九) 二二四号

六 監督処分の内容  
 事務所の閉鎖四月(平成十九年八月一日から平成十九年十一月二十日まで)

七 監督処分の原因となった事実  
 建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒

の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

埼玉県さいたま市北区櫛引町二二二七一

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名  
 株式会社宮原設計測量  
 横田 哲雄

四 処分対象事務所の種類  
 一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
 埼玉県知事登録(七) 五四四号

六 監督処分の内容  
 事務所の閉鎖三月(平成十九年八月一日から平成十九年十月三十一日まで)

七 監督処分の原因となった事実  
 建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒

の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百十三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 監督処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

ス 一級建築士事務所

埼玉県所沢市三ヶ島三一七五七

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

有限会社ムツ・クリエイト・オフィス

ス 大友 睦哉

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録(三) 六五二〇号

六 監督処分の内容

事務所の閉鎖四月(平成十九年八月一日から平成十九年十一月三十日まで)

七 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

埼玉県告示第千二百十四号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名

松井 裕二

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一七五五二号

五 処分の内容  
業務停止四月(平成十九年八月一日から平成十九年十一月三十日まで)

六 処分の原因となった事実

建築士法第三条第一項第三号及び同法第三十四条に違反したため

埼玉県告示第千二百十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名

秋山 一雄

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一〇一五六号

五 処分の内容

二級建築士免許登録の取消し

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千二百十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名

上田 護

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一四四〇〇号

五 処分の内容

二級建築士免許登録の取消し

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千二百十七号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成十九年七月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名

掛川 峰男

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第一二二九三号

五 処分の内容

二級建築士免許登録の取消し

六 処分の原因となった事実

建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行ったため

埼玉県告示第千二百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年四月二十日

二 検査済証番号

指令杉整第一八〇二四六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字並塚一三三七

三、一三三七一五、一三三八一、一三三八一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八  
株式会社 セブニーイレブン・ジャパン  
代表取締役 山口 俊郎

埼玉県告示第千二百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、次のとおり指名競争入札に付する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県長 田 野 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

別表のとおり

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年10月1日(月) から平成21年9月30日(水) まで

ただし、別表 12川博物館地区及び15体育施設地区の武道館については、平成19年10月1日(月) から平成20年3月31日(月) までとする。

また、平成20年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

別表による教育関係庁舎

(5) 入札方法

県内を15地区(詳細は、別表のとおり。)に分割し、地区ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

ること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

(2) 当該地区の調達内容に応じた実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁教育総務部財務課契約担当 電話048-830-6649

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会の場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

さいたま市浦和区高砂3-12-24

埼玉教育会館201・202会議室

平成19年9月4日(火) 午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

さいたま市浦和区仲町2-10-22

さいたま市民会館うらわ705・706集会室

平成19年9月12日(水) 午前9時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育庁教育総務部財務課 平成19年9月11日(火) 午後5時(必着)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた

<p>額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県規程第106号は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>(6) その他詳細は、入札説明書による。</p>	<p>この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Name of Facility and Quality of Services Required (See the projects attached below)</p> <p>(2) Time-limit for tender : 9 : 30 a.m.on September 12, 2007 (tender submitted by mail 5 : 00 p.m. on September 11, 2007)</p> <p>(3) Contact point : Contract Section, Financial Affairs Division, Education and General Affairs Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Ph. 048-830-6649</p> <p>別表 (Name of Facility and Quality of Services Required)</p> <p>1 県東 A 地区 (久喜図書館、上尾養護学校、久喜養護学校、大宮北養護学校、大宮中央高等学校、大宮ろう学校) 清掃業務一式</p> <p>1 Eastern Saitama(District A) : Kuki Library Ageo Special Needs School Kuki Special Needs School Oniya-Kita Special Needs School Oniya-Chuo Senior High</p>
<p>School Oniya School for the Hearing Impaired</p> <p>* Cleaning service</p> <p>2 県東 B 地区 (蓮田養護学校、春日部養護学校、岩槻養護学校、宮代養護学校) 清掃業務一式</p> <p>2 Eastern Saitama(District B) : Hasuda Special Needs School Kasukabe Special Needs School Iwatsuki Special Needs School Miyashiro Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>3 県東 C 地区 (加須げんきプラザ、埼玉県文化財収蔵施設、騎西養護学校) 清掃業務一式</p> <p>3 Eastern Saitama(District C) : Kazo Genki Plaza Saitama Cultural Properties Storage Facility Kisai Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>4 県西 A 地区 (首学校、川越養護学校、所沢養護学校、狭山養護学校、日高養護学校) 清掃業務一式</p> <p>4 Western Saitama(District A) : School for the Seeing Impaired Kawagoe Special Needs School Tokorozawa Special Needs School Sayama Special Needs School Hidaka Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>5 県西 B 地区 (総合教育センター江南支所、嵐山史跡の博物館、坂戸ろう学校、東松山養護学校、毛呂山養護学校、川島ひばりが丘養護学校) 清掃・警備業務一式</p> <p>5 Western Saitama(District B) : Konan Branch Office of the Education Center Historical Museum of Ranzan Sakado School for the Hearing Impaired Higashi-Matsuyama Special Needs School Moroyama Special Needs School Kawajima-Hibarioka Special Needs School</p> <p>* Cleaning and security service</p> <p>6 県南 A 地区 (総合教育センター、浦和図書館、文書館、浦和養護学校) 清掃業務一式</p> <p>6 Southern Saitama(District A) : Education Center ; Urawa Library ; Archives ; Urawa Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p>	<p>1 県東 A 地区 (久喜図書館、上尾養護学校、久喜養護学校、大宮北養護学校、大宮中央高等学校、大宮ろう学校) 清掃業務一式</p> <p>1 Eastern Saitama(District A) : Kuki Library Ageo Special Needs School Kuki Special Needs School Oniya-Kita Special Needs School Oniya-Chuo Senior High</p>

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7 県南B地区(越谷養護学校、越谷西養護学校、三郷養護学校)<br/>清掃業務一式</p> <p>7 Southern Saitama(District B) : Koshigaya Special Needs School Koshigaya-Nishi Special Needs School Misato Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>8 県南C地区(川口養護学校、和光養護学校、和光南養護学校)<br/>清掃業務一式</p> <p>8 Southern Saitama(District C) : Kawaguchi Special Needs School Wako Special Needs School Wako-Minami Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>9 県北A地区(総合教育センター深谷支所、自然の博物館、小川げんきプラザ、長瀬げんきプラザ、神川げんきプラザ、本庄養護学校)<br/>清掃・警備業務一式</p> <p>9 Northern Saitama(District A) : Fukaya Branch Office of the Education Center Museum of Natural History Ogawa Genki Plaza Nagatoro Genki Plaza Kanikawa Genki Plaza Honjo Special Needs School</p> <p>* Cleaning and security service</p> <p>10 県北B地区(さきたま史跡の博物館、熊谷図書館、熊谷養護学校、行田養護学校)<br/>清掃・警備業務一式</p> <p>10 Northern Saitama(District B) : Museum of the Sakitama Ancient Burial Mounds Kumagaya Library Kumagaya Special Needs School Gyoda Special Needs School</p> | <p>* Cleaning and security service</p> <p>11 秩父養護学校地区(秩父養護学校)<br/>清掃業務一式</p> <p>11 Chichibu Special Needs School</p> <p>* Cleaning service</p> <p>12 川の博物館地区(川の博物館)<br/>清掃・警備業務一式</p> <p>12 Museum of Rivers</p> <p>* Cleaning and security service</p> <p>13 歴史と民俗の博物館地区(歴史と民俗の博物館)<br/>清掃・警備業務一式</p> <p>13 Museum of History and Folklore</p> <p>* Cleaning and security service</p> <p>14 県立美術館地区(近代美術館)<br/>清掃・警備業務一式</p> <p>14 The Museum of Modern Art, Saitama</p> <p>* Cleaning and security service</p> <p>15 体育施設地区(武道館、スポーツ研修センター)<br/>清掃業務一式</p> <p>15 Martial Arts Hall and Institute for Physical Education</p> <p>* Cleaning service</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加 和隆

路 線 名	熊谷小川秩父線	供 用 開 始 の 区 間	秩父市栃谷字山根一三六番一 地先から同市栃谷字山根一 三九番地先まで	供 用 開 始 の 期 日	平成十九年八月一日	備 考	平成十二年十一月七日告示第二二〇九号で告示した一部の供 用である。延長四三・七〇メートル
-------------	---------	---------------------------------	------------------------------------------	---------------------------------	-----------	--------	-------------------------------------------------

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ  
うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路 線 名	熊谷小川秩父線	供 用 開 始 の 区 間	秩父市定峰字坂本一五九番五地先から同市定峰字揚石八六番 一地先まで	供 用 開 始 の 期 日	平成十九年八月一日	備 考	平成十二年十一月七日告示第二二〇九号で告示した新Bの供 用である。延長三六三・三〇メートル
-------------	---------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------	--------	--------------------------------------------------

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の  
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧 新 別	旧 秩父郡小鹿野町両神小森字上向三三〇五番二地先から同郡同 町両神小森字下向三二四五番二地先まで 新 秩父郡小鹿野町両神小森字上向三三〇五番二地先から同郡同 町両神小森字下向三二四五番二地先まで	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考	地方特定道路(改築)整備工事
区 間	一五・四〇 二四・五〇	五・七〇 一一・七〇	三三〇・〇〇		
道路の種類	一 道路の種類 県道 二 路線名 薄小森線 三 道路の区域				

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十号

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

杉整第五七七—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

従前地 北葛飾郡鷺宮町大字西大輪

字川原一四〇九—一、一四一—一、一四二—一

一 二—一

仮換地 北葛飾郡鷺宮町西大輪特定

土地区画整理事業九十七街区二、三の

各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目八番十

三号

株式会社

代表取締役 山本 重穂

埼玉県選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成19年6月1日~6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治連盟国際環境研究会	内堀 稔 浩	宇田川 敬 介	さいたま市大宮区吉敷町四—二六—一 キャピタルビル五F	平成十九年 六月 二十七日
かえよう狭山・みんなの会	吉川 貞 治	平沢 秀 元	狭山市柏原二九三八—二四	平成十九年 六月 十一日
沢田 哲 夫 後援会	二重作 和 久	永田 光 利	さいたま市西区三橋六—七八	平成十九年 六月 十八日
しまだ 一 孝 後援会	関根 暢 夫	嶋田 陽 登 美	上尾市平方一六五四	平成十九年 六月 二十一日
井上 茂 後援会	根本 護	井上 道 太 郎	南埼玉郡白岡町小久喜六七五—一 パークシティ白岡B—七〇六	平成十九年 六月 一日
明日の狭山をかえる会	森岡 幸 生	照沼 拓	狭山市東三ツ木七四—三四	平成十九年 六月 六日
岡しげお政治資金団体	岡 重 夫	岡 郁 子	南埼玉郡白岡町小久喜六七五—一	平成十九年 六月 一日
つづきよしお後援会	谷部 計 助	金子 滋 夫	北葛飾郡杉戸町杉戸三—三一—五	平成十九年 六月 十三日
滑川町議会平政会	沢田 哲 夫	二重作 和 久	さいたま市西区三橋六—七八	平成十九年 六月 十八日
松伏町三幸会	長谷川 元 夫	金井塚 徳 一	比企郡滑川町月輪八九七—二	平成十九年 六月 十九日
三郷市歯科医師連盟	山崎 正 義	渡辺 忠 夫	北葛飾郡松伏町築比地七四七	平成十九年 六月 二十六日
宮沢みきお後援会	栗島 眞 通 男	小島 理 史	三郷市谷口五四四	平成十九年 六月 六日
		宮澤 二 郎	比企郡小川町勝呂三六一	平成十九年 六月 二十日

平成十九年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

宮寺せいじ	後援会	平野 巖	横手宜永	入間郡毛呂山町長瀬四五六	平成十九年 六月 七日
森元つねお	埼玉県後援会	近藤 豊	本多繁男	さいたま市浦和区高砂三一〇一	平成十九年 六月 十四日
山田忠之	後援会	山田忠之	山田孝代	熊谷市新堀新田五〇九一二	平成十九年 六月 十三日
横田宗一	後援会	横田宗一	堀川仁一	入間郡越生町黒岩九一	平成十九年 六月 二十日
ローカルマニフェストで新しい幸手市をつくる会		渡辺勝夫	渡辺喜一	幸手市円藤内四七六一二	平成十九年 六月 十二日
渡辺まさとし	後援会	木村素也	渡邊容子	入間郡毛呂山町岩井八五五一	平成十九年 六月 十八日

埼玉県選管告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、

平成十九年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

次の政治団体から異動の届出があった。(平成19年6月1日~6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体	名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県支部連合会		会計責任者	鹿川文夫	斉藤正明	平成十九年 六月二十八日
自由民主党埼玉県倉庫支部		代表者	鈴木俊一	飯島隆	平成十九年 六月 一日
自由民主党埼玉森林支部		代表者	持田欣教	吉田正	平成十九年 六月二十八日
自由民主党庄和支部		主たる事務所の所在地	春日部市上柳一二五一	長谷部真一	同
自由民主党飯能支部		代表者	町田成夫	中村興夫	平成十九年 六月 十三日
		会計責任者	福島安正	中里功	同
		主たる事務所の所在地	飯能市岩沢九五八	飯能市征矢町一三一	同

(二) その他の政治団体

政治団体	名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あいだ幸一	後援会	代表者	清水博	栗原安太郎	平成十九年 六月 六日
維新政党・新風埼玉県本部		代表者	渡辺昇	葉賀英雄	平成十九年 六月 十三日
		主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区本町四一三二二	上尾市小泉三五一三六	同
			セントラルヒルズ三〇四		同
工藤正司	後援会	会計責任者	大高広昭	相上新一	平成十九年 六月 七日
埼玉県社会保険労務士政治連盟		主たる事務所の所在地	行田市谷郷三一七一一七	行田市栄町二一一二	同
埼玉県接骨師政治連盟		会計責任者	永島良一	渡部孝	平成十九年 六月 二十日
			根岸勇	松本弘	平成十九年 六月 六日

沢田哲夫を育てる会	代 表 者	大木葉繁	平成十九年六月二十五日
全日本不動産政治連盟埼玉県本部	代 表 者	石井繼美	平成十九年六月七日
秩父郡市医師連盟	代 表 者	丸山敬史	平成十九年六月六日
東埼玉歯科医師連盟	代 表 者	穴戸六郎	平成十九年六月六日
北葛北部医師連盟	代 表 者	福島英一	同
みらいに希望を持てる行田を創る会	代 表 者	秋谷昭治	平成十九年六月二十九日
山口たみや連合後援会	主たる事務所の所在地	行田市谷郷三二七―一七	平成十九年六月七日
	主たる事務所の所在地	秩父市大滝五三四	平成十九年六月五日
		行田市谷郷三二四―一〇	
		秩父市東町二三―四	

埼玉県選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成19年6月1日)〜6月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県北第六区第二支部	平成十九年六月六日	平成十九年六月六日

(二) その他の政治団体

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
大館靖治後援会	平成十九年五月三十一日	平成十九年六月四日
杉本ちえこ後援会	平成十九年六月十四日	平成十九年六月十四日
大悟クハラブ	平成十九年五月二十五日	平成十九年六月二十日
土屋義彦日高後援会	平成十九年五月十九日	平成十九年六月十五日

別記二(平成19年6月1日)〜6月30日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
沢田哲夫を育てる会	平成十九年六月二十日	平成十九年六月二十五日

別記三

政治団体の名称	自由民主党埼玉県北第六区第二支部
報告年月日	平成19年6月6日
1 収入・支出の総額	(平成18年分)
(1) 収入総額	1,442,685円

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表す。

平成十九年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包



(1) 収入総額	716,595円	合計	492,042円
ア 前年繰越額	216,595円	政治団体の名称	杉本ちえこ後援会
イ 本年収入額	500,000円	資金管理団体の届出をした者の氏名	杉本千恵子
(2) 支出総額	224,553円	資金管理団体の届出に係る公職の種類	越谷市議会議員
2 収入・支出の内訳		報告年月日	平成19年6月14日
(1) 収入の内訳		(平成18年分)	
ア 寄附		1 収入・支出の総額	
イ 個人からの寄附		(1) 収入総額	250,000円
ア 個人からの寄附	(金額)	ア 前年繰越額	0円
(寄附者の氏名)	(住所)	イ 本年収入額	250,000円
大館清治	沢市	(2) 支出総額	102,375円
(2) 支出の内訳		2 収入・支出の内訳	
ア 政治活動費		(1) 収入の内訳	
イ 機関紙誌の発行その他の事業費	224,553円	ア 寄附	
ア 機関紙誌の発行事業費	129,150円	イ 個人からの寄附	
ア 機関紙誌の発行事業費	95,403円	ア 政治団体からの寄附	
合計	224,553円	(団体の名称)	(事務所の所在地)
(平成19年分)		公明党堺玉泉本部	さいたま市
1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	492,042円	ア 政治活動費	102,375円
ア 前年繰越額	492,042円	イ 選挙関係費	102,375円
イ 本年収入額	0円	合計	
(2) 支出総額	492,042円	(平成19年分)	
2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	1,463,405円
(1) 支出の内訳		(1) 収入総額	147,625円
ア 政治活動費		ア 前年繰越額	1,315,780円
イ 機関紙誌の発行その他の事業費		イ 本年収入額	1,463,405円
ア 機関紙誌の発行事業費	492,042円	(2) 支出総額	
ア 機関紙誌の発行事業費	224,833円		
ア 機関紙誌の発行事業費	267,209円		

2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					(175人)
ア 寄 附					127,000円
イ 政治団体からの寄附					129,917円
イ その他収入					129,917円
10万円未満の収入				5円	
合 計				1,315,780円	
〔寄附の内訳〕					
ア 政治団体からの寄附	(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)		
	公明党埼玉県本部	1,315,775円	さいたま市		
(2) 支出の内訳					
ア 経 常 経 費					
イ 備品・消耗品費				2,242円	
イ 事務所費				79,420円	
イ 政治活動費				1,381,743円	
イ 機関紙誌の発行その他の事業費				1,381,743円	
イ 宣伝事業費				1,381,743円	
合 計				1,463,405円	
政治団体の名称 大悟クラブ					
報告年月日 平成19年6月20日					
(平成18年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額		135,683円			
ア 前年繰越額		8,683円			
イ 本年収入額		127,000円			
(2) 支出総額		129,917円			
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 個人の負担する党費又は会費					127,000円
合 計					
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費					23,610円
イ 組織活動費					23,610円
合 計					23,610円
政治団体の名称 土屋義彦日高後援会					
報告年月日 平成19年6月15日					
(平成18年分)					
合 計					
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費					23,610円
イ 組織活動費					23,610円
合 計					23,610円
政治団体の名称 土屋義彦日高後援会					
報告年月日 平成19年6月15日					
(平成18年分)					

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成19年分)		(平成16年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成17年分)		(平成17年分)	

政治団体の名称 沢田哲夫を育てる会  
報告年月日 平成19年6月25日

(平成13年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成14年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成15年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成18年分)		(平成18年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成19年分)		(平成19年分)	

埼玉県選挙告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成19年6月1日〜6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

平成十九年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

届出者の氏名(代表者の氏名)	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
岡 重 夫	埼玉県議会議員	岡しげお政治資金団体	南埼玉郡白岡町小久喜六七五―一	平成十九年 六月 一日
沢 田 哲 夫	参議院選挙区選出議員	哲心会	さいたま市西区三橋六一七八	平成十九年 六月 十八日
山 田 忠 之	熊谷市議会議員	山田忠之後援会	熊谷市新堀新田五〇九―二	平成十九年 六月 十三日
横 田 宗 一	越生町議会議員	横田宗一後援会	入間郡越生町黒岩九一	平成十九年 六月 二十日

埼玉県選管告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成19年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称
大 舘 靖 治	所沢市議会議員	大舘靖治後援会
杉 本 千 恵 子	越谷市議会議員	杉本ちえこ後援会

指定取消年月日	届 出 年 月 日
平成十九年 五月三十一日	平成十九年 六月 四日
平成十九年 六月 十四日	平成十九年 六月 十四日

平成十九年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)